

最低賃金の概要

国土交通省 神戸運輸監理部

神戸漁業（沖合底びき網）漁業最低賃金

適用する地域	神戸運輸監理部の管轄区域
発効年月日	令和8年4月26日
適用する船員	兵庫県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船舶所有者に雇用されている船員であって、推進機関を有し、沖合底びき網漁業に従事する15総トン以上の船舶に乗り組む者。
適用する期間	沖合底びき網漁業に係る雇入契約期間。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。
最低賃金額 (月額) 1人歩船員	236,600円 ただし、月払いとする

※ 1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当って、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。

最低賃金に算入しない賃金

最低賃金法は低賃金労働者に賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを目的としていることから、同法の実質的な効果を確保するため、最低賃金の対象となる賃金は、基本的な賃金に限定する必要があるが、以下のような付加的な賃金は、これを最低賃金の対象となる賃金からは除外することとなっています。

- 1 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれら労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- 2 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- 3 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- 4 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- 5 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- 6 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの